

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	青木あすなろ建設株式会社							
所在地	東京都千代田区神田美土代町1番地							
認定番号	00-002843							
入札参加停止期間	令和5年5月20日から令和5年6月19日まで（1か月）							
事実概要	<p>対象会社は、農林水産省から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から同条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>							
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。							
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不誠実又は不正な行為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	不誠実又は不正な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき		当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間							
不誠実又は不正な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき							
	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内							